

現在検討中の外国船舶の航行に関する法制度について

＜領海等における外国船舶の航行に関する法律案(仮称)＞

我が国の領海及び内水における外国船舶の航行の秩序の維持を図るため、領海及び内水における外国船舶による正当な理由がない停留、びよう泊、はいかい等の行為の禁止、これに違反する航行を行っていると思われる外国船舶に対する退去命令の措置等について定める。

背景

✓ 「新たな海洋立国」の実現に向けた取組みの推進

海洋基本法(平成19年7月20日施行)が制定され、我が国が「新たな海洋立国」の実現に向けて海洋に関する諸施策を推進している状況において、「海洋の安全の確保」のための取組みを積極的に推進する必要がある。

✓ 領海及び内水の重要性

四方を海に囲まれた「海洋国家」である我が国にとって、領土に近接し、我が国の主権が及ぶ領海等(領海及び内水)は、我が国の安全の確保のために極めて重要である。

我が国には領海及び内水において不審な航行をしている外国船舶を規制する法律がない

新法を制定して領海及び内水における外国船舶の航行秩序を明確化

✓ 外国船舶の正当な理由※のない停留・びよう泊等の禁止

✓ 不審な航行をしている外国船舶に対する立入検査、退去命令

諸外国(露、中、韓、仏)にも同種の法制あり

※ 正当な理由: 荒天、海難等の危難を避けるため、人命、他の船舶等を救助するため 等

